

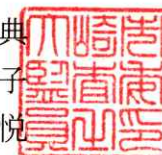


監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年3月20日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典  
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子  
大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

(1) 民生部

社会福祉課，子育て支援課，子ども保育課（三本木ひまわり園，岩出山保育所含む），高齢介護課，健康推進課，保険給付課，市民課

(2) 産業経済部

農林振興課，産業商工課，観光交流課，世界農業遺産推進課

(3) 建設部

都市計画課，建設課，建築住宅課，建築指導課

(4) 議会

議会事務局

(5) 教育委員会（教育機関）

鳴子小学校，川渡小学校，鬼首小学校，鳴子中学校，岩出山小学校，岩出山中学校，古川北小学校，川渡幼稚園，ゆめのさと幼稚園

第3 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行（定期監査）

- (2) 経営に係る事業の管理（定期監査）
- (3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

#### 第4 監査の主な実施内容

令和3年度及び令和4年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

#### 第5 監査の実施期間

令和5年1月5日（木）から同年2月3日（金）まで  
期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書(監査対象部局ごと)」のとおり

#### 第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、以下に記述する。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書(監査対象部局ごと)」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

##### 指摘事項1

###### 法令等の遵守について（産業経済部農林振興課）

事案決裁規程第3条において、「すべて事案は、市長の決裁を経て処理しなければならない。ただし、副市長、部長、課長及び出先機関の長の専決事項については、この限りでない。」と規定されており、同規程別表第1によれば、補助金等の交付決定及び額の確定等に関するものは、その金額に応じ、1件130万円以下のものは課長の専決事項、1件130万円を超えるものは部長の専決事項となっている。しかしながら、令和3年度及び令和4年度の多面的機能支払交付金の交付決定等に係る事務処理において、起案文書を決裁権者に回付せずに簿冊に編綴し、交付決定及び額の確定を行っていた。また、交付金申請者に対し送付する指令書については、個人又は団体からの申請等に対し行政処分を表すものであるが、公印承認を経ることなく公印を使用し、交付決定に係る指令書を発出していた。

簿冊内において、同一の処理が複数件認められており、このような不適切な処理が恒常的に行われていたと判断せざるを得ない上に、当該瑕疵の防止に係る内部統制が著しく機能していなかったものと思料する。

については、法令遵守の必要性を改めて職員個々に自覚させるとともに、内部統制機能の強化を図り、適切に事務を執行すること。

# 定期監査報告書 ( 民 生 部 )

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程            |    | 監査対象課等                             | 摘要   |
|-----------------|----|------------------------------------|------|
| 令和5年<br>1月5日(木) | 午前 | 民生部 保険給付課                          | 書類監査 |
|                 | 午後 | 民生部 市民課                            | 書類審査 |
| 1月6日(金)         | 1日 | 民生部 社会福祉課                          | 書類監査 |
| 1月11日(水)        | 1日 | 民生部 高齢介護課                          | 書類監査 |
| 1月12日(木)        | 1日 | 民生部 健康推進課                          | 書類監査 |
| 1月17日(火)        | 午前 | 民生部 子育て支援課                         | 書類監査 |
|                 | 午後 | 民生部 子ども保育課<br>(三本木ひまわり園, 岩出山保育所含む) | 書類審査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### 高齢介護課

令和4年3月分の料金後納郵便代の支払が4月28日支払期限のところ、5月6日に支払しており、延滞利息が発生していた。年度切り替わりのタイミングであり、事務引継ぎを正確にすることに加え、決裁者においては、定例支払などを適切に管理すること。

定期監査報告書  
(産業経済部)

1 監査の実施期間等

| 監査日程                         |    | 監査対象課等          | 摘要   |
|------------------------------|----|-----------------|------|
| 令和5年<br>1月18日(水)<br>1月19日(木) | 2日 | 産業経済部 農林振興課     | 書類監査 |
| 1月20日(金)                     | 1日 | 産業経済部 世界農業遺産推進課 | 書類監査 |
| 1月24日(火)                     | 1日 | 産業経済部 産業商工課     | 書類監査 |
| 1月25日(水)                     | 1日 | 産業経済部 観光交流課     | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、大崎監第240号で通知し、事務改善を求めている。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

# 定期監査報告書 (建設部)

## 1 監査の実施期間等

| 監査日程                |    | 監査対象課等    | 摘要   |
|---------------------|----|-----------|------|
| 令和5年<br>1月26日(木)    | 1日 | 建設部 都市計画課 | 書類監査 |
| 1月31日(火)<br>2月1日(水) | 2日 | 建設部 建設課   | 書類監査 |
| 2月2日(木)             | 1日 | 建設部 建築住宅課 | 書類監査 |
| 2月3日(金)             | 午前 | 建設部 建築指導課 | 書類監査 |

## 2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

### 【個別事項】

#### (1) 建設課

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料算定において、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表の備考11の規定に基づき、使用面積や使用料率を乗じた後の使用料額に10円未満の端数が生じた場合に10円に切り上げすべきところ、計算途中において10円未満を切り上げし、その後に使用面積や使用料率を乗じていた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

イ 下記の支出において、支払遅延が見受けられた。支払期日を遵守し会計処理するとともに、定期的な支払にについては、請求書の送付状況を確認し、管理を徹底すること。

- ・河川愛護燃料費
- ・公用車リース料
- ・プリンターカウンター使用料

## (2) 建築住宅課

行政財産の目的外使用許可において、使用期間が1月に満たない場合の土地の使用に係る使用料算定は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例別表（第9条関係）備考8アの規定に基づき、土地価額の4%に相当する額に消費税率を乗じて得た額を加えた額で計算すべきところ、消費税相当額を加えずに算出していた。適正な事務処理に改めるとともに、使用料について差額が生じる場合は、適切に処理すること。

定期監査報告書  
(議会事務局)

1 監査の実施期間等

| 監査日程             |    | 監査対象課等 | 摘要   |
|------------------|----|--------|------|
| 令和5年<br>1月13日(金) | 午前 | 議会事務局  | 書類監査 |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書  
(教育委員会)

1 監査の実施期間等

| 監査日程             |    | 監査対象課等  | 摘要   |
|------------------|----|---|------|
| 令和5年<br>1月27日(金) | 午前 | 教育委員会<br>鳴子小学校 川渡小学校<br>鬼首小学校 鳴子中学校<br>川渡幼稚園 ゆめのさと幼稚園 | 書類監査 |
|                  | 午後 | 教育委員会<br>岩出山小学校 岩出山中学校<br>古川北小学校                      |      |

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。